

工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る 請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い

(令和3年4月1日制定)

県が発注する工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）に係る入札・契約手続に関する書類については、令和3年4月1日から、契約書など法律等で書類への押印が義務付けられているもの等を除き、原則として押印を廃止する。

ただし、特に本人の意思や内容の真正性を担保する必要があるものについては、代替手段を講じることで押印を省略できることとしており、その際の取扱いは次のとおりである。

記

第1 対象

この取扱いは、工事等に係る入札・契約手続に関する書類のうち、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）に定める証拠書類（以下「請求書等」という。）を対象とする。

なお、対象となる請求書等は次のとおり。

関係規程	書 類
愛媛県工事執行規程	様式第9号 完成届
県工事に係る工事請負代金債権の譲渡に係る承諾事務取扱要領	(様式第7号) 工事請負代金請求書
工事請負契約書関係様式	様式第38号 工事請負契約書第30条第3項に基づく損害による費用の負担について（請求）
	様式第41号 請求書
	様式第44号 工事請負代金一部前払請求書
設計業務等委託契約書関係様式	様式第32号 設計業務等委託契約書第30条第3項に基づく損害による費用の負担について（請求）
	様式第33号 完了届
	様式第37号 請求書
	様式第42号 業務委託料一部前払請求書
愛媛県建設工事入札者心得	入札書（紙入札の場合）
	入札辞退届（別記様式）

第2 押印を省略する場合の代替手段

第1に掲げる書類への押印について、代替手段により本人の意思や内容の真正性が担保できる場合は省略できることとし、当該代替手段は次のとおりとする。

なお、押印するか代替手段を講じた上で押印を省略するかは、工事等の受注者（当該受注者から債権譲渡を受けた者を含む。以下同じ。）にとって利便性が高い方を選択できることとし、従来どおり書面に押印することを妨げない。

（１）書面への記載内容

請求書等の書面に、当該案件の責任者及び担当者の職氏名・連絡先の記載を求めるものとする。

この場合、「責任者」とは、支店長や営業所長など、受注者内において、当該工事等に関する請負代金等の請求に係る権限の委任を受けた役職員を指し、「担当者」とは、当該工事等に係る請負代金等の請求に関する事務を担当する者を指す。

なお、個人事業主の場合にあっては、責任者と担当者が同一であっても差し支えないが、請求書等の書面にはその旨を明示することを要する。

（２）提出方法及び本人確認結果との照合

上記（１）の書面の提出方法及び本人確認結果との照合は、次のとおりとする。

① 入札書・入札辞退届

ア 電子入札案件において、やむを得ず紙入札による場合

入札執行部局（当該工事等の入札公告等に記載する「契約条項を示す場所」をいう。以下同じ。）への持参の際、代理権限を証明する書面（以下「委任状」という。）の提出を求めるとともに、入札参加者又は入札代理人の本人確認書類（社員証等）の提示を求める。

入札執行部局においては、本人確認書類の写しを保存又は確認結果を記録した上で、開札日に入札書を開封する際に、入札書及び委任状に記載された者と一致していることを確認する。

なお、入札書を郵送等するときは、従前のおり、代表者の契約使用印の押印を求めるものとする。

イ 紙入札案件において、開札当日に入札会場への持参を求める場合

入札執行部局は、入札会場において、入札書と併せて委任状の提出を求めるとともに、社員証等により入札参加者又は入札代理人の本人確認を行い、入札書及び委任状に記載された者と一致していることを確認する。

なお、入札執行部局においては、確認後、当該入札書の余白に確認者の職氏名及び本人確認済である旨を記載するものとする。

② その他の請求書等

上記（１）の請求書等のうち、①を除き、電子メールでの送付を要するものとする。

その際、宛先を当該工事等に係る契約担当課の事務担当者及びその上席者並びに受注者側の上席者とする。

なお、宛先の指定は、要件としている送付先を確認できるもの（「T o」又は「C c」）に限るものとする。

押印を省略する場合の記載例

様式第41号（第33条第1項、第38条第1項、第39条第1項関係）

請 求 書

令和3年4月1日

愛媛県知事 中村 時広 様

松山市□□□一丁目1番1号
株式会社△△△建設
代表取締役 ○○ ○○ 印

下記のとおり請求いたします。

代表者印押印

※ 責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載
がある場合は、押印省略が可能です。

¥110,000,000—

ただし、▲▲▲第10号の1他 (一) ●●●線 道路改築工事

押印を省略する場合のみ記載してください。
(押印する場合は、記載不要です。)

請負代金額
~~第一回出来高払金~~

※代表者印の押印を省略する場合

責任者職氏名・連絡先：○○支店長 愛媛 太郎 089-000-0000
担当者職氏名・連絡先：営業課長 松山 次郎 089-000-00●▲

責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担当者及び県・受注者双方の上
席者を宛先（Bccは不可）として提出する場合、押印の省略が可能です。

責任者とは、支店長や営業所長など社内において権限の委任を受けた役職員を指します。

担当者とは、本取引に関する事務の担当する方を指します。

※ 個人事業主の場合は、責任者及び担当者は同一人でも差し支えありませんが、その旨を分かる
ように記載してください。（「同上」など）

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 請負代金額には、部分引渡しに係る請負代金額を含むものであること。

3 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略
に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に定める代替手段を講じる場合
は、押印を要しない。